

2018年 社労士試験 対策用 レジюме

(2017年12月3日)

雇用保険法 雇用2事業

改正前（～平成29年3月31日）	改正後（平成29年4月1～）
キャリア形成促進助成金	<u>人材開発支援助成金</u>

平成29年4月1日からキャリア形成促進助成金は人材開発支援助成金と名前が変更となりました。

それぞれの助成金は、**雇用保険2事業**の事業としての一貫として行なわれます。

出題のパターンとしては、下記の2つがあります。

- ・助成金の内容の正誤を出題するケース
- ・雇用保険2事業のうち、雇用安定事業、能力開発事業のどちらの事業に属するかを出題するケース

雇用安定事業	能力開発事業
<ul style="list-style-type: none">・<u>雇用調整助成金</u>・<u>労働移動支援助成金</u>・<u>トライアル雇用助成金</u>・<u>特定求職者雇用調整助成金</u> 等々	<ul style="list-style-type: none">・<u>人材開発支援助成金</u>・<u>キャリアアップ助成金</u>

(各助成金の内容)

●雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成金が支給。

●労働移動支援助成金

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職支援を職業紹介事業者に委託したり、求職活動のための休暇の付与や再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した事業主に、助成金が支給。

●トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした助成金

●特定求職者雇用調整助成金

高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成金を支給。

●人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

●キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、人材育成などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成金を支給。

(完)